

## 第6回行政改革専門小委員会

日 時 平成20年10月20日(月)

14:00～15:30

場 所 島根県職員会館 健康教育室

委員長 本日の委員会は、提言に向けた検討と今後の進め方について御協議いただくこととしております。

それでは、早速議事に入ります。

まず、提言に向けた検討についてでございます。

第4回、第5回の会議で行った意見交換を踏まえまして、事務局が論点を整理しておりますので、これをもとに提言に向けた意見交換を行いたいと思います。

意見交換に先立ちまして、資料1、公の施設の見直しについての論点整理、資料2、外郭団体の見直しについての論点整理につきまして、一括して事務局から説明をお願いいたします。

(事務局説明)

委員長 ありがとうございます。

それでは、意見交換に移ります。

まず、公の施設についての論点の順に従って行いたいと存じます。

論点の1番目の先導的・主導的役割を果たすために設置した施設についてでございますが、これにつきましては皆様からいろいろな御意見がありましたが、改めましてこの項目につきまして御意見を賜ればと思っております。

委員 それぞれの論点整理の内容、1番に限りませんが、うまくまとめていただいたと思いました。それぞれの内容について、書かれている内容の趣旨はもうそのとおりであって、恐らく委員の皆さんもそういう考えであろうということで、内容として特に意見はありません。ただ、この1番についてですと、提言の中でこういう趣旨で書くということでよろしいのですが、なるべく具体的な話を私は書いた方がいいと思っておりますので、こういう例えば1番の先導的・主導的役割を果たすために設置した施設で、じゃあ具体的にどういうところが問題として出たかということになるべく織り込む。私が認識している中では、例えば高度情報化センターのパソコン教室だとか、あるいは大田のあすてらす、男女共同参画センターですか、ああいう施設の状況、我々

は決して全部見ているわけじゃないので当然限られた範囲になるのでしょうけども、我々の見たところ、あるいは気がついたところであるべく具体的な書きぶりをした方がいいのではないかなというふうに思います。これは特にこの1番に限らず、なるべくほかのところもそういう内容でございます。というところです。

委員長 ありがとうございます。

今、委員がおっしゃいましたように、子どもは全部の施設を見たわけではありません。

ただ、それはそうとして、例えば、先導的・主導的役割を果たすために設置した施設の箇所に、「目的の達成状況を検証し」という言葉があるのですが、やはり具体的な書き込みをしないと、その一言では非常にわかりづらいと思います。それは各項目すべてにわたってということになるかと思います。

全般的な組み立てでもよろしいですので、何かほかに御意見がございましたら。

委員 私は考え方の基本はこれでいいのではないかなと思います。ただ、個々の施設を考えたときにどこにこれが当てはまっていくのかというあたりの精査の段階できちっと考えていかなきゃいけないかなと思います。

委員長 基本的にそれを精査されるのは、その後具体的な提言を受けて県がされるということでしょうか。

事務局 はい。提言をいただきましたそれを具体的にどう当てはめていくかというのは当然県として今後検討していくこととなります。

委員長 子どもはいろんな関連する意見を発言させていただきましたが、それはあくまでも一部ということでございます。ただ、この提言を県民の皆さんに発表するということでもありまして、実際にわかりやすく具体的に出してもいいかどうかですが、いかがですか。

委員 これまでの施設見学とか議論を踏まえて、非常に適切に論点整理していただいたなというふうに思います。

それで、委員も言われたのですが、もちろんごく一部ということになるのかもしれませんが、それなりに代表的な施設を見学させていただいたことについて、これから報告書をまとめていくことになると思います。このことをどういうふうに入れていくかというのは本文というよりも審議の記録というようなことで入れることも考えられるかもしれませんが、そのあたりをどうしたらいいのかというのが気になってはおります。

それと、技術的な観点ですけれども、1ページ目の1と2の部分ですけれども、こうやって分けた方がわかりやすい感じもしますが、中身的には重なっている部分もあるのではないかと思います。これも今どうしたらいいか思いついてはいませんが分けた方がわかりやすい感じもしますし、ただ、何か似たようなことを言っているなという感じがあります。

委員長 1と2というのは先導的・主導的役割を果たす施設のことと、それから2の民間や市町村の施設と機能が重複するということをございますね。

委員 結局、もともとは先導的・主導的役割を果たすということで設置された、けれどもいろんな変化の中で民間や市町村でも類似のものが出てきたというような流れじゃないかと思えます。ただ、1では民間事業者や市町村だけじゃなくて、そもそも目的が薄れてきているということも言っているので、完全にイコールということではないのかもしれないですね。

委員 この1番と2番はおっしゃることもわかりますが、私の感じとしては1番というのは、例えば先ほど私が申し上げた高度情報化センターであり、男女共同参画センターでありという、そういうところの話であって、2番というのは例えば運動施設、あるいは公園のようなところなのかなというふうに思っております。

委員長 一つ一つ施設を当ててみるとよくわかりやすいと思えます。文章にしますと何か一緒のような感じで、それを施設に当てますとわかりやすいと。そういう意味では先ほど具体的な施設を書き込むということに意義があるかもしれません。

委員 それと、2ページの4ですけど、利用者の利便性の向上を図るべきというのは具体的にどういうことを想定して言われているのかがちょっとイメージできなかったので、事務局の方で何かあれば。

事務局 このところの補足をさせていただきますと、要するに県と市町村の施設が連擔れんたんするような形で、利用される側から見たときに一体化しているようなものについては、利用される方がそれぞれの運営主体、窓口にも右往左往されるのではなくて、便利な形での一体管理みたいなことができないのかなとか、そういった御意見もあったので、そのところが利便性の向上ということの中に包含されているということでもあります。

委員長 これは非常にわかりづらいと私も感じておりまして、一体的に利用されている場合は、利用者の利便性の向上を図るべきという話ですけれども、利用者の利便性の

向上を図るために一体的な管理手法を検討すべきという話ですか。一体が2つあるけれども。

事務局 気持ちとしてはそういったことかなと思っております。そののところも含めて御議論の中で補足等もあれば御確認いただければというふうに思っております。

委員長 はい。

委員 具体的には多分、宍道の森林公園であり、三瓶のことだったかと思うんですけども、今のようやり方に利便性が欠けているのかどうかというのは私には全くわかりません。あまり行ったことがないということもありますし、いろいろお話を聞いていてもそこに利便性に欠けるところがあるということもなかったように思います。仮にそういうことがあれば当然一体的な運営がされるべきだということで、次の施設の利用向上のところの一つの項目と考えてもいいのではないかなと思います。実態がよくわかりませんが、例えば宍道の森林公園でいうと県と松江市がエリアを分けてやっているけれども、どこか1カ所がすべてやるという形でよりよい利用が図れるのであればそういう方法も検討した方がいいということで、ある意味この5番のところなのかなという気はいたします。

委員長 はい。

委員 5番と6番にかかるのかもしれないですが、特に6番はサービス向上とコスト縮減ということですが、丸はコスト縮減にかかることしかないのをごとうことを追加したらどうでしょうか。施設の視察をさせていただいた中で美術館とか人文科学系のものと、水族館とか天文というかプラネタリウムもありました、自然関係のもの、自然関係のものでも、公園的なものとさっきの天文のようなものでいろいろ分かれていますと思いますが、それぞれでいろんな知恵を絞ってサービス向上に取り組んでおられると思います。とかくそれぞれの人文だったら人文の中だけで交流があったりしていると思いますが、1年に1回か2年に1回かわかりませんが、それぞれいろいろ創意工夫していることを発表したり勉強し合うというか、もう少し自然、人文を問わずに交流したり勉強し合うというような機会を設けたらどうでしょうか。それで何かヒントになることが出てくるのかどうかということだと思っておりますが、サービス向上という意味ではそういうようなことを分野にとらわれずにやったらどうかと今思いました。

委員長 1番から順番にやるつもりでしたが、全体のことまで、発言していただきましたので、私の方からもお話しします。全部見ながら総括して感じているところが5番

の施設の利用向上のところなのですが、この丸印があるのは利用状況が低迷している施設、それからもう一つは、利用者が少なく改善が困難な施設という2つありまして、入場者が多い施設も基本的に施設の利用向上を図らなければいけないのではないのでしょうか。ましてや、大変な投資額でやっている施設があるわけです。

皆さん方の意見の中にもアクアスについて、それから美術館についてもいろんな意見がありました。施設の利用向上ということであるならば、さらにそのところをどうするのかというのも大切な視点ではないか。それからどなたかの意見にありましたが、特に集客施設には学習的な側面などがあって複合施設になっているのが普通です。やはりそこはもっと位置づけを明確にして、自由な発想で創意工夫して利用を向上させていかなければならないという御意見もあったはずで。そのところはどのようにするのかという視点も必要ではないかなと思います。

それから、6番目のサービスの向上とコスト縮減という見出しがありますけど、サービスの向上というのは非常にわかりづらい。で、公共サービスということになると、そのサービスの向上というのは無料化とか、それからできれば安売りという考え方が出てくる。ただ、これまで議論したのはそこで付加価値をつけて、高い料金設定でも納得してもらえるところがないと、せっかく施設をつくっている意味がないという施設もあるのではないかなというふうに私は感じています。サービスの向上はサービスの質の向上という形の表現の方がわかりやすいのではないかなと思っています。

委員 この小委員会の比較的早い回のときに、その個々の施設とか団体の中で効率化を図っていくことには限界があるところもあるので、複数の施設なり自治体とかの中でその役割あるいは業務の分担をするなどして効率化をしていかないと、なかなか削り代というのが乏しくなっている部分もあるのかなということで、その辺りを前の方にまとめていただいていると思います。これを実際、実効性を持たせるためにはこういったことを検討する組織体みたいなものがどう考えていけるのかなということで、この委員会の議論の中で指定管理者を共同で公募するというような質問もあったかと思いますが。そのときになかなかそれは県と市とか違うと難しいというようなお話だったと思うので、もしその県でなくてほかの市町村にその施設を譲渡してそっちでやってもらった方がいいというようなことになると、その受け入れる側としては多分財源とかそういったことを考えるとなかなか進まないと思います。ですのでこういっ

た提言をさせていただいた後に、例えばそういったことを検討する組織体とか、こういったものをイメージされていくのかというあたりが見えるといいというのが1点でございます。

それから、今まで御意見があったように、多少具体的なところがわからないと多分、これを受けて自分のところは本当は言われているのにそうじゃないと思うこともあるかもしれないので、多少具体的なところがないといけないかなと思います。一方で、それを言われたところについて言うと、多分皆さん努力されているんですけどそういうふうに見えてしまう、我々は一度伺ったり、あるいは資料とか見せていただいて御指摘させていただいているところがあるので、言われた方も反論されたり意見陳述をされたような部分もあると思いますが、そういったことがあるからといって我々がそういうことを言わなくなるというのは違うと思います。今までの議論の中では具体的な施設なり団体に即して意見を言わせていただいているところがあるので、その辺りで、これは少しちょっと焦点がずれているんじゃないかとか、そういったものがあれば教えていただいて、よりこちら側の提言も的を射た実効性のあるような提言になればいいなと思っております。

そういったことで全体的なところでございますけど、考えたところを申し上げました。  
委員長 事務局の方で何か御発言がありましたら。

事務局 提言を受けましたら、その提言をもとに具体的にどうしていくのかというのをまず県としてそしゃくをし、それでそれを具体的に実現するとなるとやっぱり相手があることですので、そちらの相手方と個々に協議するなり、あるいは関係団体等がありましたらそちらに説明するなりということは、恐らくやっていかなければならないと思います。個々の具体の施設になりますと個別にやっていく必要は出てくると思います。

あと、いろんな具体の施設を御指摘して相手方の反論とか指摘というのでも聞くべきではないかという御指摘もありました。このあたりがこの小委員会でも御議論いただきたいところございまして、おっしゃるとおりそういう個々具体のものになればなるほど、そういうのを出すということになればなるほど個々具体に対応していかなければいけないということが出てくるのではないかなと思います。これは一般的などという提言でもどういう報告でも、あるいはどういう意見でも同じですけども、そのあたりをどういうふうにしていくのかというところが一つ悩ましいといいますが、考慮

するべきところじゃないかというふうに思っている次第です。

委員長 提言の生かし方ということにもつながってくると思いますけど、その提言を受けてその後どういうふうにこれを展開していかれるかというのは、実は私ども存じ上げてないわけですが、実際にこういった文書そのものを書いたとしましても、それがどういうふうにその後各施設や団体に生かされていくのかということとはなかなか見えにくいところです。その後、団体さんとそれぞれ交渉されるときに、それは外部の方を入れた中で進めていかれるということでございますか。

事務局 御意見、御提言いただきましたら改めてまたこういう委員会の場で御審議いただくとか、そういうことは今のところ考えてはおりません。それは外部というのがその相手方という意味ではもちろんその相手方と色々な協議をしていくということは当然必要になってくるとはと思いますが、提言をいただいた後にまたもう一回外部有識者で御議論するというのは若干迂遠ですので、そういうことは今のところは考えていないという状況でございます。

委員長 実際に具体的な施設を書き込んだ方がいいのではないかと、御意見は改めて検討させてもらいたいと思います。

そのほかに。

委員 いいですか。

委員長 はい。

委員 4番の市町村設置施設と一体的に利用されている施設の場合ですけれども、私は消費者、利用者の視点に立って考えたときに、今現在一体的にやっている施設の中で、例えば利用申し込みを利用者がしたときに1カ所の窓口にすればすべてが通っていく仕組みになっているのでしょうか。同じ施設の中でこれはこっちへ、あれはあっちへというようなこととか、開館の時間とか、それから例えば極端な話、冬場は閉館しますとか、そこら辺りがきちんと県と市町村の施設の中でできているのか。

それから、非常にはやっている施設の中でお食事をするのにその食事施設の時間帯とか、そのようなことをもろもろ市町村と県とで話し合いをして、利用者の視点に立って考えていくことはすごく大事だと思うし、この4番というのは合わせてしまうのではなくて、やっぱり利用者の視点に立って利便性の向上を図るという項目が必要なのではないかなという気がしております。

それと、5番目の施設の利用向上ですけれども、私たちは日常自分たちが見ているこ

と、体験していることというのは、あたりまえになりすぎてとてもすてきなことがあっても気がつかないという部分がすごく多いです。私はよそから入ってきましたが、お祭りを見て、うわぁ、これすごいなって、思ったことがあるんですよ。でも地元の人には、「そんなもんだわね。これがそんなにすごいと思う？」みたいな反応ですけれども、一時が万事とかくそこに浸かっているとそんなものだと思ってしまうというところがあるので、その施設の魅力というのをきちっと探し出して掘り出して、そして再評価をすると同時に、やっぱり独創性を出さないとだめだと思うんです。今、全国競争するときに、あそこもある、ここもあるじゃなくて、島根じゃなきゃできないことは何なのかというあたりの独創性を持った企画というか、創意工夫というか、そういうものを出していきながら利用向上を図っていくということはすごく大事ではないかなと思っております。だから、ちょっと違った新たな目で見るというのも大事なことでないかなという気がしています。

委員長 7番の指定管理者制度の運用改善及び導入施設の拡充については、御意見ございますか。

委員 6番ですが、5月の委員会で、いろんな財務的なデータを出していただきました。公会計改革で新たなデータを整備されると思いますが、特に施設ごとに出すというのは大変だという話も伺いました。このコスト縮減といったときのそのコストをどういうふうにとらえるのかという意味で、債務残高とか退職手当の引き当てですか、そういうものも加味してとらえる、あるいはそれで利用料、手数料を考えていくというようなこともこれから大事だと思いますので、そういう視点が入れられないものかなと思いました。

委員長 指定管理者制度の項目の7番につきまして何か。

委員 この件は何回か発言させていただきましたけども、公の施設の効率的な運営、一番の眼目はコストを下げることだろうと思いますけれども、そのためには要は多くの人に応募してもらわないといけないわけですし、そういうような公募の仕方というところが少し足りないんじゃないかということが一つ。それからこれは次の外郭団体にも関係するでしょうけども、100%出資の外郭団体をどう考えるかによるとは思いますが、私の感じとしてはこれは県の一組織なんだというふうに思っております。そうであるならばこういうところが公募に参加するというのはやっぱりおかしい。そもそもそういうところにやらせるんだったらそんなの指定管理に出す必要がないと。

こういうまた選定をするのにいろいろコストがかかるわけですから、そうだったらもう最初からやめた方がいいということだろうと思います。

それから、明らかにもうここしか受けられないようなところといたら、それはもう指定管理に出す意味すらないというふうに思います。

話は戻りますが、6番のサービスの向上とコスト縮減で、まさしくこれ委員長さんがおっしゃったようにサービスの向上ってサービスの質の向上ということでしょうが、この料金、例えば施設でしたら入館料を幾らにするかとか利用料を幾らにするか、それはもちろん安いにこしたことはないということでしょうが、高くても満足してもらえらんだったら高いにこしたこともないということで、これ非常に難しい問題だと思います。私としては、県として設置するのであればやっぱり安く提供するというのは本来の考え方だろうというふうに思います。

コスト縮減は、これは当たり前でして、これは外した方が私はいいと思います。こういうことはもう書くまでもないということだと思います。ただ、今の施設間で連携して例えば事務をするだとか、そういう視点はいいと思いますけど、一般的にコスト縮減だっていうのは、これはもう既にやって当たり前の世界であろうというふうに思います。

委員長 外郭を含めて全庁的に事務の見直し含めて、また共同でできることはという、項目の中でいくとそれはコスト縮減なのか仕事のやり方を変えるのかと、どちらに重点を置くかということになるかと思います。

指定管理のところではちょっと私もわからない点がありまして、例の指定管理業務の評価の問題、これは委員が御発言になった分だと思いますけれども、今のある指定管理をどうやって評価していくかといったときに、その中は指定管理者だけの評価ではなくて施策そのものの評価もそれは対象になるということになります。というのは、施策目標が多分目標設定ということになるわけで、その目標設定が本当によかったのかどうかということも含めてこのところを管理していかないと、それがあいまいだということになってくるとどうなのかなと。単なる施設管理でいいのか、実際には本当は何を期待するのか、そのために権限や責任をどうやってつけていくのかということが、それがなければ先ほど錦織委員が言われました公募の仕方とか公募のやり方というのはなかなか難しいし、またインセンティブもつけにくいということだと思います。現指定管理業務の評価をきちっと再検討すべきというのは、やっぱりそういうところ

まで含めての話になりますか。

委員 それはいろんなやり方はあると思うのですが、ちょっと私もどっちがいいというのは今どちらと言えませんけれども、本来的には県が設置者というところは変わらないと思いますので、県の政策目的とか県の政策評価自体と関連はもちろんあるなと思います。

委員長 ほかに御意見がございましたら。

委員 指定管理とかもそうですけど、先ほどコストとそのサービスの質というところで、どうしてもお互い相入れないというか、こういう関係に考えがちですけれども、本当にそうなのかというところは非常に難しいと思っていて、サービスの質の向上イコール利用される人たちの満足度というところでいくと、コストを多少、その対価を多少払ってもそういったもので満足されていいということもあるでしょう。指定管理でよく言われるのは、非常に厳しいコストの制約の中でやっていくのは大変で、なかなか自主的なところというか、工夫を凝らしてやるということができないというような、これは実際に受けている方はそういう言い方をすると思います。どこまでコストを下げることができるのか、一方でそれに伴ってサービスの質がどう保たれるのか、向上できるのかというところの見きわめというのは難しいと思うので、その解決策というのはまだこれ始まって間もないので余りないと思います。ただ、先ほどのいろんな検討のところもそうですが、なかなか難しいので、あるいはほかであまり例がないとすればかえって逆に先行事例になるように、コストは例えば応募する方のコストがある程度保障、それはインセンティブの与え方の工夫ということかもしれませんけど、何か新しい工夫を考えるという余地がないかなと、今までの皆さんのお話を聞いて考えていました。感想で終わってしまいましたが、必ずしもコストとサービスの質の向上というのは二律背反でなくて、何かうまいやり方もあるのかなという感じがしています。

委員長 ほかに。

委員 今、委員が言われた関係で思ったのですが、サービス向上やコスト縮減、二律背反ではないという、そういう可能性を追求していくということかもしれません。ただ、安全にかかわる問題、施設ですね。県の場合は余りないとは思いますが、市町村ではプールだとかいろいろありまして、監視員の配置とかが必ずしも十分でなくて事故が、配置の問題と事故の問題というのがどういう関係にあるのかというのはちょっと

わかりませんが、事故が発生したというのを聞かないわけじゃありません。施設とかサービスによってはこの辺り慎重な検討が必要じゃないかなというふうに思っています。

委員長 いろいろ御意見いただきました。論点整理の根幹に絡む問題も御指摘していただきました。これをここでどうのこうのというわけにはいきませんが、先ほど言われましたそれぞれの御趣旨を踏まえまして今後につなげていきたいと思えます。

続きまして、外郭団体の見直しについての論点に移りたいと存じます。

項目は5項目までであるわけですが、一つ一つやってもいけませんので、全体で議論をしていきたいと思えます。

どなたか御発言をいただけませんか。

委員 今までの会議のときになんか具体的な話はしておりますけれども、やはり時代の流れの中で今はもう行わなくてもいいんじゃないかなというようなものはどんどん整理していかなければいけませんし、スリム化してもいかなければいけないと思えます。それで、スリム化するに当たっては、今まだ小さなNPOもあるけれども大きなNPOが結構育ちつつある中、育ってきている中で、例えば事業などを出せる場所はないのかとか、既成の団体だけでなく広く可能なところを見ていくということも必要なことではないかと思えます。

委員長 ありがとうございます。

委員 これも先ほどの施設の方と同じような考えというか問題意識でいるのですが、具体的な団体についてこういう意見があったということをお示しするのはいいと思えます。それがどなたの発言とかということではなく、こういう意見があったというのはやはり具体的に投げかけるのがいいのではないかと考えております。

委員 今の外郭団体というのをどういう目的で設立したのか、一体どういう事業をしているのかということについて以前に発言したことがあると思うのですが、特に100%県が出しているところというのは、主な目的は県の施策の実行部隊ということだと思います。恐らく基本財産をもとにして自主事業を行うという話は、あまり期待していないと言ったら言い過ぎかもしれませんが、全体からすればわずかな話だと思います。とすると、県の施策を実行するためにそういう外郭団体が必要なのかどうかということになってしまおうと思えます。なぜ外郭団体で実行するのかということのを再検討しなければいけないというのが恐らくこの1番の団体のあり方の見直しという

ことなのだろうと思います。

今こういう低金利の時代ですから、基本財産でもって何か自主事業をするというのは、県の外郭団体に限らず純粹に民間の財団法人でも非常に厳しい状況になっているわけですが、本当に自主事業としての財団法人の活動を期待されているのであれば、それはそれとしてもよろしいと思います。ですから、団体については、まず一つは自主事業としてそういうものを期待しているのかどうか、それから県の施策の実行部隊としてそういう外郭団体を通してやらないといけないのかどうか、その再検討なんだろうと思います。

そういう意味で、中には指定管理の事業がもう大半を占めるというところがあったので、恐らく指定管理ということは公募されてという話でしょうから、そういうところにわざわざそういう100%の外郭団体が手を挙げてそれでいいのかなというふうに思っているわけです。

それから、3番の団体の経営基盤の確保というところですけど、もちろん経営基盤を確保しないと事業はできないということなのでしょうが、県の100%出資団体ということになると今のようなことであまり問題にならないのかなと思います。ただ、この丸の最初に出ている、中にはこういう状況のところもあるものですから、それはやはり先ほどの団体の存続意義というところで検討する必要があると思いますが、おおむねそういうことは大きくは問題になるところではないとは思いますが、ただ、論点としてこういうことを上げることはよろしいと思います。以上です。

委員長 外郭団体とは一体何なのだというそもそも論だと思えますけれども、基本的に外郭団体のあり方というのは、要するに県出資100%の外郭団体は県の施策の実行団体だということの認識をきちっと前提に運営されてなければいけないということだと思います。

委員 公の施設と外郭団体と二本柱になっておりますけども、これの関係を考えますと外郭団体の中には、委員言われるように100%出資といいましょうか、施設を管理運営するためにそもそも設置されたというものもあると思うのですが、これについてどう考えるかというのはちょっと悩ましいとは思いますが。後から指定管理者制度が入ってきて完全にリンクしているわけじゃないというか、そういう施設を管理運営するために設置された外郭団体からその施設が切り離されたときに、その団体が何物たり得るのかということも問題としてはあり得ると。この1の3つ目の丸に、民間が担え

ることは民間にというのはそういうことも含んでいるのかなというふうに思いました。

それと、公益法人制度改革ですけれども、これは事務局の方で御承知だと思うのですが、制度の詳細がまだ明らかにならない等々で、公益社団とか財団にすぐにでも移行しようというのはそんなに多くはないというふうに聞いておりました、ここに書かれていることは公益社団・財団に移行するというのは、いろんな状況を見てそれぞれの団体で判断されるので、すぐということではないのかなというふうに聞いております。以上です。

委員長 ありがとうございます。

委員長 外郭団体の見直しについての論点ですけれども、ほかに御意見がございましたら。

委員 多分効率的、効果的な事業実施というところに包含されるんだと思いますけれども、ちょっと言い方は語弊があるかもしれませんが、前回申し上げたように、組織全体がということではなくて業務としているような補助、委託というのを実施しているというときに、どっちが先にあるのかというところ、そこをよく検討するというのが、それは県の施策の方からのアプローチで判断できるのだと思いますけど、そこを厳密に行えば、最終的には先ほどの組織全体のあり方というところにもつながってくると思うので、そこをきっちりやるのが大前提かなと思います。

委員 効果的・効率的な事業実施というところで、2番目の丸ですね、県や団体の事業・業務の見直しが必要ではないかというふうに、下から2番目ですと書いてあります。それで、この中で前にも議論しましたが、一つの例として育英会の奨学資金の問題ですね。本当に貸さなきゃならない人に貸しているのか、それから借りた人がそれをどう考えているのか。返す義務があるということ。奨学資金自体に感謝をしているのかどうか。実は委員会があった直後に毎日新聞に載っていましたが、要するに奨学資金の焦げつきがあって運営が非常に困難で、どう回収していくかというふうなことが今論じられているというようなことが書いてありました。あの1週間もたたない後でしょうか。そういうことで、卒業したての子の何人かに少し聞いてみたのですが、奨学資金をもらっている人たちはどんな思いでどんなことを言っているのかと聞くと、「いやあ、奨学資金もらっているからパチンコができるわ」とかそういう言葉を幾つか聞きました。そのための奨学資金ではありませんので、本当に必要かどうかというあたりの見直し、そしてむしろ優秀な人材には断られてでも貸すぐらいの、そういう

有効な奨学資金にしてほしいと思うし、あとは回収についても、それは難しいかもしれないけど、在学中から就職先まで追跡していけば、実家まで追跡すればわかることですので、きちっと回収をする。国も困っていると新聞に出ていましたが、そんな甘いことではなくてきちっと義務は果たしてもらう、責任は果たしてもらおうというような、どちらかというとなりにそうした方がいいようなことは具体的に並べてもいいのかと思います。見直しの仕方とか、取り組みの仕方とか、姿勢とかというあたりは厳しく書いてもいいのかと思います。

それで、個々の施設そのものの名前を出してこれをこうしてああしてって書くと、かなり差し障りのある部分もあるかもしれませんが、事業の見直しの仕方とかそういうことなら、だれが見てもそうだなと思うことはどんどん書いていいと思いますので、そこら辺のところで大分書き込みができるのではないかと思います。

委員長 前回、外郭団体についていろいろと議論しました。団体のあり方として財務上の問題というのがかなりのスペースを組んで上がっていました。一つは遊休資産の話、それから売却目的の長期保有資産の話、これ随分御意見があったわけですが、その財務上の問題という観点、ここでいうと経営の基盤になるのですか。

事務局 経営基盤のところになろうかと思います。

委員 その点について、多分ここの中ではそういう「経営基盤の確保」だろうというふうに見ておりました。前回指摘をした中で、団体が持っている遊休財産、これはいかななものかということをお話しましたが、団体の経営基盤の確保の点からすると、次の公益法人制度改革での遊休財産とは別問題として、経営基盤の確保という観点だけ考えたら当然財産があるにこしたことはないわけですし、そういう意味からするとあった方がいいという誤解もあるかもしれませんが、そこはちょっと別建てで「団体の持つ資産の効率的活用」とか、そういう文言で記載してもらった方がいいのではないかと思います。

委員長 いかがでございますか。

委員 団体の経営の関係ではちょっと申し上げたことかとは思いますが、資料には目標設定と実績のところはちょっとずれているというところがあるように見えました。ただ目標達成を強く言うと目標をあまり高く設定するとハードルが高くなってしまっているので、少し控え目にして実績はそこそこみたいなことが起こると、そうなるとうちそれは違うので、このあたりをより有効なものにする何かを考えていかないといけないと

思います。ですので、そういった目標みたいな、マニフェストじゃないですけど、少し外に出してみんなが認識できるようにしていく工夫というのがあるのではないかとというようなことを感じました。

委員長 前回の議論の中で、理事会のこと、それから経営委員会のことがありましたけど、もう1点はやはり、すべて組織を運営するときには外部の人の意見を聞くということがあります。そのガバナンスの問題がどこか上がっているのでしょうか。実際には県の制度の中では監査委員会が外部でございますね。それから、毎年毎年外部監査という制度もあります。それから、実際の団体の中では理事会に外部の理事さんが、それからもう一つは監事さんがおられるという形の組織立てになっておりますけれども、前回ありました常時出席できる方が理事になるのがふさわしいという御意見もあり、その前提となるのがやはりそれぞれの課題や情報をきちっとそこで議論されているのかという問題が課題にはなろうかと思えます。情報開示と透明性の確保というのがどこに載っているのか、載る項目があるのかどうかということですが「団体の適切な運営」、ここになるのでしょうか。

事務局 基本的には、今、委員長さんの御発言のような趣旨は、「団体の適切な運営」といったところになろうかと思えます。明確に表現していませんが、理事会や評議員というのは活発な議論というようなところとの一連の絡みになってこようかというふうに今受けとめさせていただいているところです。

委員長 そういったことは非常に重要なことだと思いますけれども、いかがですか。

委員 今まさしく委員長さんがおっしゃったとおり、そのことはこの5番の中に1項目入れていただきたいというふうに思います。まず、理事会とか評議員会の構成の問題で、これは多分多くの民間人が入って議論をしておられると思います。非常にいい議論がされているというふうに私も思っております。そういう議論を経ていろいろ財団の事業をしていくということになるわけですけども、つまりそういう議論を経て事業を行うべきかどうかという判断が最初に出てくるのだらうと思います。そのあたりはやはり最初の方の「団体のあり方の見直し」というところからまずスタートする議論だらうと思います。特に産業育成の問題とか、あるいは雇用の問題、それから福祉関係もそうだと思いますが、県庁内部での議論だけではなくもっと広く民間の意見を取り入れ、その上で施策を実行していく、あるいは民間から次年度へ向けて新しい施策への要望を出すとか、そういう点もあるんだと思います。そういうことが必要で

あることについては、やはりこういう民間の方々の議論を得る意味は十分あると思いますから、そういう意味で財団法人という組織を活用してやるという意味があると思います。

そういう意味で、この団体のあり方の見直しの中でそういう議論をぜひしていただきたいのですが、その上でそういう民間の人の意見を含めて議論するために、この5番の「団体の適切な運営」というのが出てくるのであろうと思います。

最初のところで理事会、評議会の役員を選任について、これは前回私が発言した内容から記載していただいているとは思いますが、このあたりのところは今後非常に重要になると思いますし、それから今、委員長さんがおっしゃいましたように、財務情報それから事業情報の公開という面も非常に大切であろうと思います。特に、多くの資産を持っておられる財団があります。そういうところは一般県民も大きく関心のあるところだと思いますから、そういう情報の公開ということは必要でしょうし、その情報を出す前提となる裏づけ、どういうところで適正性を確保するのかということも十分配慮をしていただく必要があるというふうに思います。

そういう意味で、ここの5番の「団体の適切な運営」はもう少し項目、あるいは説明を加えた形で記載した方がいいのではないかというふうに思います。

委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見はございますか。

いろいろ意見をいただきました。先ほど委員がおっしゃいましたけれども、当初、公の施設の見直しのところで具体的な施設の名前を出した方がわかりやすいのではないかという御意見もございましたし、また、施設の名前を出すというのはいろいろと語弊も出ることもあるということで、そうであるならば団体のあり方の中の仕事の見直しのところに入れて考えたらどうかという御意見もいただきました。さまざまな御意見を整理しながら、今後は提言の取りまとめに向けて御協議いただくこととなります。一つ一つ結論をつけたわけではございませんけれども、そういった御意見をもとに新たに提言をまとめたいと思っております。

今後は提言の取りまとめに向けて御協議いただくこととなりますが、提言の取りまとめについて何か御意見がございましたらお聞かせください。

委員 私の提案ですが、ぜひ委員長さんの方に提案の素案を御検討いただきまして、それをもとに委員でもって議論するということがかなというふうに思います。非

常に委員長さんには御苦勞をおかけしますが、そういう形がよろしいんじゃないかなと思います。

委員長 そうしますと、僭越ではございますが、先ほどの協議の内容を踏まえまして私の私案という形で提言の素案を作成したいと思いますが、ただ、松江在住の委員の皆様には御相談に乗っていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、今後の進め方は私の方で提言の素案をつくってまいりたいと思います。

それからもう1点、私の方から御報告がございます。御存じのとおり、本委員会は改革推進会議の中に位置づけられておりますが、明日、第10回改革推進会議が開催されることから、この委員会の検討状況を私が報告することとしておりますので、皆様御承知おきいただきたいと思っております。

ほかに御意見はございますか。

事務局の方から何かございますか。

事務局 特にございません。

委員長 それでは、次回の委員会は11月5日に開催いたします。

以上をもちまして本日の委員会を終了します。本日はありがとうございました。